様式第５号の４（第10条の３関係）

副

 優良広告物認定申請書

（表）

|  |
| --- |
| 　　　年　　月　　日　（宛先）　　豊郷町長申請者　　　　　　　　　　　住　　所ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 　　　電　　話　（　　　　）　　　―　　　　　　　　　代理人　　　　　　　　　　　住　　所ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）　　　　　　　　　　 電　　話　（　　　　）　　　―　　　　　　 |
| 滋賀県屋外広告物条例第15条の３第３項において準用する同条例第15条の２第２項の規定により、次のとおり申請します。 |
| １　表示（設置）場所 | 敷地の地番 | 　　　　郡　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番 |
| 敷地の管理者 | 住所氏名 | 電話　（　　　）　　　－　　　　 |
| 条例上の地域区分 | （　）第１種地域　（　）第２種地域　（　）第３種地域　（　）第４種地域（　）第５種地域　（　）第６種地域　（　）第７種地域（　）特別規制地域（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 景観計画上の地域区分 | （　）景観重要区域内　（　）景観重要区域外 |
| ２　種類 | 性質別の区分 | （　）自家用広告物（　）非自家用広告物［（　）公共的広告物（　）案内図板（　）一般広告物］ |
| 形態別の区分 | （　）野立（　）屋上（　）壁面（　）突出（　）その他物件利用（　）簡易（　）電柱等巻付（　）電柱等袖付（　）その他 |
| ３　規模 | 別紙のとおり |
| ４　数量 | 野立 | 屋上 | 壁面 | 突出 | その他物件利用 | 簡易 | 電柱等巻付 | 電柱等袖付 | その他 | 合計 |
| 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| ５　表示（設置）期間 | 当初施工（予定）日 | 除却（予定）日 |
| 年　月　日 | 年　月　日 |

（裏）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ６　他法令等の許認可の状況 | 建築基準法による工作物確認 | 道路法による道路占用許可 | 道路交通法による道路使用許可 | その他（　　　　 ） |
| （　）不要（　）有（　）申請中（　）未申請 | （　）不要（　）有（　）申請中（　）未申請 | （　）不要（　）有（　）申請中（　）未申請 | （　）不要（　）有（　）申請中（　）未申請 |
| ７　広告主 | 住所氏名 | 電話　（　　　）　　　－　　　　 |
| ８　管理者 | 住所氏名 | 電話　（　　　）　　　－　　　　 |
| ９　工事施工　　　者 | 住所氏名 | 電話　（　　　）　　　－　　　　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 年　月　日滋賀県屋外広告業登録第　　号 |
| 10　景観に配慮した事項 |  |
| 滋賀県指令　第　　　　　号本県広告物（掲出物件）の表示（設置）を、滋賀県屋外広告物条例の規定により次の条件を付して認定します。年　　　月　　　日認定条件 |

　注１　次の書類を添付すること。

　　　(1)　表示し、または設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の１以上のもので、かつ、当該場所から半　　径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）

　　　(2)　色彩および意匠を明らかにした図面

　　　(3)　形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

　　　(4)　土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

　　　(5)　周囲の状況が分かるカラー写真

　　　(6)　表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像

　　　(7)　景観配慮事項自己評価書

　　２　代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

　　４　該当する（　）内に印を付すこと。

　　５　※欄は、記入しないこと。

（別紙）

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 性質別の区分 | 形態別の区分 | 規模 | 備考 |
| 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積 |
| １表示 | １文字（最大） |
| １ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ２ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ３ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ４ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ５ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ６ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ７ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ８ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| ９ |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |
| 10 |  |  | ｍ | ｍ | ｍ | 面 | ㎡ | ㎡ |  |

注１　「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

(1)　自家用広告物

(2)　公共的広告物

(3)　案内図板

(4)　一般広告物

　２　「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

(1)　野立広告物

(2)　屋上広告物

(3)　壁面広告物

(4)　突出広告物

(5)　その他物件利用広告物

(6)　簡易広告物（はり紙・はり札）

(7)　簡易広告物（広告幕・のれん）

(8)　簡易広告物（広告旗）

(9)　簡易広告物（立看板・置看板）

(10)　簡易広告物（提灯）

(11)　電柱等巻付広告物

(12)　電柱等袖付広告物

(13)　その他の広告物

　３　記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。